

埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例の不採決と、県の直営による充実を求めます

2012年10月4日

「平和のための埼玉の戦争展」実行委員会

実行委員長 田中熙巳

9月24日、埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例が、埼玉県議会9月定例会に提出されました。

これに先立ち、私たちは「埼玉県平和資料館を『指定管理者制度』のもとに置こうとする埼玉県条例の一部改正（案）の撤回を求めるとともに、平和資料館の充実について要望します」という要望書を作成。県当局をはじめ、県議会に要望。その後、「埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例についての見解」を発表し、条例改正案の撤回を求めてきたところです。

しかし、県議会では、10月9日の総務県民生活常任委員会で審議がおこなわれ、その日のうちにも採決され、15日の本会議で採決されるとのことです。

提出から採決に至る過程に、何ら県民が意見を申し述べる余地もないまま、「公の施設」が指定管理者制度のもとに移行されるのは、なんとも納得のできないものがあります。

私たちは、10月9日の総務県民生活常任委員会を前に、あらためて見解を表明します。

県議会での審議に反映させていただければ幸いです。

(1) 手続きの面で問題があります

①議会への提出の手続きが非民主的です

今回の条例改正案は、運営協議会を構成する諸団体に一片の通告も連絡・相談もなく、議会に提出されました。2012年3月の運営協議会でも、今回のことには一言も触れられていませんでした。県は、「運営協議会は、現行の枠内で意見を述べる性格であり、館のあり方全体の意見を述べるところではない」といいますが、だからといって、「無視しても問題はない」ということには、ならないと考えます。大事な問題であればこそ、ていねいな手続きが必要なのではないでしょうか。

議会の日程も、9月24日に議案提出、10月9日の総務県民生活常任委員会で審議・採決、10月15日本会議で採決という日程です。これでは、事情を知った県民が意見を述べる余地がまったくありません。少なくとも、県民の財産の管理を指定管理者という民間の事業者任せようとするわけですから、県民の声を十分に聴き、反映する時間と手続きが必要なのではないでしょうか。

②拙速のそしりは免れません

先行実施された「川の博物館」では、これまで指定管理者を受けていた事業者の指定期

間が今年度で切れます。このため、来期の公募が8月におこなわれ、現在2次審査中で、11月上旬に事業者決定、3月上旬に協定締結、4月1日から新たな事業者のもとで運営が始まるとのことです。

従来から指定管理者制度のもとに置かれている施設の、次期公募を8月から実施しているのに、平和資料館の場合、新規にもかかわらず、9月定例会で採決した後、来年度から実施というのは、あまりにも短時日に過ぎ、日程や手続きに無理があるのではないのでしょうか。

慎重審議を行うためにも、今議会での不採決、ないしは継続審議が、筋ではないでしょうか。

③これまでの「平和資料館」職員の努力への評価が不明です

2012年3月の運営協議会で、入館者の増加などに向けて具体的な方針が、館側から示されました。その方向でこの半年間、努力され、一定の前進が図られた、とくに大学との連携では画期的な一歩が示されたとの報告が、9月の運営協議会の前半で報告され、確認され、館と職員の努力が実証されました。

にもかかわらず、後半の協議事項のところで、前半の論議を覆すかのように、「入館者の増員に民間の知恵と工夫を活用する」として、いきなり指定管理者制度の導入が提案されたことはあまりに唐突といわざるをえません。

これでは、はじめに「指定管理者制度導入ありき」では、と疑わずにはられません。

④外部監査（平成22年度）で、「直営として、『改善事項』は『特記事項なし』」といているのに、なぜ…

地方自治法の改定により、指定管理者制度への移行か、直営かを選ぶことになり、県でも「民間に任せられるものは民間で」を基本に、多くの施設を指定管理のもとに置いてきた（現在69施設）といえます。従前から県平和資料館も論議になっていましたが、長いこと「直営で」の意見が強かったともいえます。

県の説明によると、ここへきて平和資料館も指定管理者制度を導入しても「やり方次第では大丈夫」との判断が出た（ようだ）と、「伝聞調」の言い方で報告されました。

しかし、「やり方次第」の「やり方」とはどんなことをイメージしているのか、これまで指定管理者制度を導入しなかったのに、今回踏み切った理由は何だったのか、外部監査（平成22年度）で、「直営で改善事項特になし」と記されているのに、なぜ…などの疑問には、未だ県は答えていないのです。

(2) そもそも指定管理者制度になじまない

①平和資料館はその理念が大事。憲法を遵守すべき公務員（行政）がきちんと責任を負う分野であり、指定管理者制度はなじまない

（国権の発動としての）戦争をしないとうたった日本国憲法前文と第9条の精神にもとづき、設置条例の第1条に「県民に戦争の悲惨さ及び平和の尊さを伝えることにより、県

民の平和に対する意識の高揚を図り、もって平和な社会の発展に寄与するため」とうたう役割は、民間任せにはできないことです。

教育基本法・学校基本法など、他の法令で縛りがかかっているものは指定管理者制度になじまないと指摘されています。平和資料館の場合はその縛りが、まさに、憲法がそれにあたるといえます。

何よりも平和は理念が大事。そこは公がきちんと責任を負うべき分野であり、平和資料館は憲法を遵守すべき公務員（行政）が行うべきものです。その点から指定管理者制度にはなじまぬ施設です。

しかも、平和資料館は、建物自体も資料館の大事な部分だと考えられており、だからこそ、コンペを通じて建物のデザイン・機能などを決定したいきさつがあります。「館」があつての資料館であり、展示と管理とは不可分だといえます。

企画・展示と集客のための宣伝などは密接不可分であり、この宣伝部分が先行すると、宣伝にあった企画・展示へと逆転する現象も起こりかねません。

② 県民から寄贈・寄託された資料は、個人情報・プライバシーにかかわるもの

県民から寄贈・寄託された資料には県民の思いが詰まっています。個人では保存しえない資料を、公的な機関が孫子の代まで保存管理、展示公開してくれる、その安心感・信頼感。そこには県民から付託された重い責任があります。平和資料館における、県民から寄贈・寄託された資料の重みは無視できないものがあります。

そのうえ、どの資料を、どのように見せるか、展示・公開するか、資料の保存・管理と展示・公開は一体不可分のものです。

③ 「管理の一部」ならば、現行の委託の範囲で済むのではないか

本来、指定管理は「館」を一括管理することに意味があるといわれます。今回のように管理を一部に限定し、学芸部門や運営と分離する形態は異例のことです。学芸部門抜きの指定管理では、わざわざ指定管理にする必要性がないのではないかと、展示と管理を分離してまで指定管理を導入する必要があるのか、との疑念がわきます。

すでに現時点でも、清掃やメンテナンス、警備などは民間会社に委託しています。これらを一括管理するのが指定管理者の仕事というならば、なおさら現行のままで、それぞれの専門会社に委託でよいと思います。

今回、「管理の一部」といわれている「資料の保存に関する業務に限る」についても、学芸員の指示のもと「定温定湿」での管理に特化するのであれば、現行の委託契約で済むことではないでしょうか。

今回「管理の一部」と限定したのは、もともと指定管理者制度になじまない施設を、無理やり指定管理者制度のもとに移行させようとするところから生じていると言えはしないでしょうか。

④ 全面委託への道を開く突破口になり得る

指定管理制度は、「管理」と称して、施設全体の維持・管理や行政処分など、これまで自治体がおこなってきた業務まで任せることができる制度です。最初は、部分的な、一分

野の「管理」にとどまったとしても、回を重ねるなかで指定管理者に任せる業務範囲が拡大し、しまいには全面的に任せることに道を開くことになる懸念があります。

「小さく生んで、大きく育てる」の喩の通り、はじめは「管理の一部」であっても、その後、少しずつ「管理」の幅を拡大して、全面委託への道を開く突破口となる。全面委託への一里塚ではないでしょうか。

⑤競争入札の結果、人件費・維持管理費にしわ寄せが

指定管理のもとに置かれ、競争入札に晒されれば、管理費は、年々引き下げられ、委託費は下がるのが必定です。経費面で厳しくなれば、必ず人件費や維持管理費にしわ寄せがきます。水光熱費の削減などは、資料の保存管理に大きな影響が出ます。平和資料館の資料の保存管理は、貸ロッカーや貸金庫、レンタル倉庫とは違うのです。

人件費の削減はなおさら大きな支障をきたすでしょう。官制ワーキングプアの増大に手を貸すことになりかねません。

しかも、指定管理者のもとに置かれた後、労働会館、奥武蔵あじさい館などのように、廃止になったもの、なるものもあります。これらを勘案したとき、平和資料館の廃館への手続きの第一歩になるのでは、との懸念も払拭できません。

⑥館長の処遇が不明で、第三者機関による監視・監査制度の保障があるのか

指定管理者制度が導入された場合、館長は県職員が派遣されるのか、それとも管理者である指定管理者の「長」が務めることになるのか、が不明です。「管理の一部」というが、仮に、指定管理者の「長」が「館長」を担うとしたら、本末が転倒するのではないのでしょうか。「館」全体に県が責任を持つのだとすれば、指定管理者制度ではなく、現行のまま一部の業務を委託すればすむ話です。

これまでは公設公営の施設のため、民意を聞く必要から、その担保・保障として運営協議会を設置してきました。しかし、指定管理者制度の適用により、管理は指定管理者に委ねられることから、運営協議会のような制度は「なじまない」ものとされる懸念があります。

現に、当局は運営協議会の行く末については「白紙」と述べ、「存続」「継続」との明言を避けているのが気にかかるようです。

(3) 以上の点から、私たちは今回の条例改正案は不採決にされるとともに、これまで同様、県の直営のもとでの平和資料館の充実の道を探求されることを強く望みます。